

# ヘルパーステーションいけだ 運営規程

(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会が開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ヘルパーステーションいけだ（以下「事業所」という。）が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、サービスを提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他居宅において安心して生活出来るよう生活全般にわたる援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施にあたっては、次のとおりとする。

(1) 計画作成責任者による利用者面接、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努め、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

(2) 指定居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、この事業について知見を有する者などにより構成される協議会を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して状況等を報告し評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望・助言を聴く機会を設ける。

3 事業として、定期巡回サービス、随時対応サービス及び訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的な利用者の在宅生活の継続を支援する。

4 連携する指定訪問看護事業者との契約に基づき、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得る。

(1) 計画作成に当たってのアセスメント及びモニタリング。

(2) 随時対応サービスの提供に当たっての、連絡体制の確保。

(3) 介護・医療連携推進会議への参加。

(4) その他必要な指導及び助言。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 ヘルパーステーションいけだ

所在地 山梨県甲府市下飯田1-2-18

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1人(常勤兼務)

管理者は、事業所の業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

オペレーター 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)

オペレーターは、利用者からの通報を受け、相談及び助言を行い、訪問の可否等の判断を行う。

計画作成責任者 1人以上(常勤兼務)

① 利用の申し込みに関わる調整及び利用者の日常生活全般の状況や希望をふまえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、内容等を記載したサービス計画を作成し交付する。

② 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し同意を得る。

③ 計画作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

定期巡回サービスを行う訪問介護員 6名以上

居宅サービス計画に沿った定期的な巡回訪問を行う。

随時訪問サービスを行う訪問介護員：提供時間を通じて1名以上

訪問介護員は、利用者からの通報を受けたオペレーターの連絡により利用者宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、緊急時の対応などを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 365日(年中無休)

営業時間 24時間

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は次のとおりとする。

定期巡回サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心して、その居宅において生活を送るのに必要な援助を行う。

随時対応サービス

オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連

携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

#### 随時訪問サービス

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に対し、迅速に利用者の居宅を訪問し、必要な援助を行う。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料等)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額とする。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。
- 3 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関わる利用料の支払いを受けたときは、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 4 利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については利用者が負担する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、甲府市（旧中道町・上九一色村は除く）とする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処)

第9条 利用者から合鍵を事業所で預かる場合は、従業者であっても容易に持ち出せないように厳重な管理を行う。

(衛生管理等)

第10条 サービス提供に際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じる。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 従業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 3 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(苦情処理)

- 第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置等の必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 3 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所の従業者は、法人の個人情報保護規程（別掲）に基づき利用者の個人情報保護に努める。
- 2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておく。
  - 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
  - 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、契約書にその旨を明記する等、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講じる。
- (1) 虐待防止委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 従業者に対し、虐待を防止するため定期的な研修の実施
  - (4) 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
  - (5) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を設ける。
  - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(介護・医療連携推進会議)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね3ヶ月に1回以上とする。

3 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とする。

4 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等については記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 利用者に対して、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、訪問介護員等の勤務体制を定める。

2 訪問介護員等の質の向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 月1回以上

3 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、やまなし勤労者福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成27年3月16日より施行する。

この規定は、平成27年9月1日より施行する。

この規定は、平成29年3月1日より施行する。

この規定は、令和3年8月1日より施行する。

この規程は、令和6年3月31日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。